

2008年漁業センサス試行調査の実施について（案）

1 調査の目的

2008年漁業センサス試行調査は、本調査（平成20年11月予定）の前年（平成19年）に、本調査と同様の実施機構である都道府県及び市区町村並びに地方統計組織を通じ、調査の準備から実査・審査に至る一連のプロセスを試行的に実施し、調査労力や項目設定の適切さなど、各段階における諸課題を事前に把握し、その改善策を調査設計に反映させ、本調査を的確かつ効率的に実施することを目的とする。

2 調査の根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査として実施する。

3 調査期日

平成19年7月1日現在

4 調査の種類・調査の対象・調査の系統・調査方法・調査実施地域
別紙のとおり

5 試行調査において重点的に検討する事項

(1) 調査客体の名簿段階での把握状況

新規経営体及び廃業経営体の把握状況

(2) 調査体系の変更による影響

漁業従事者世帯調査の廃止に伴う、漁業経営体調査からの漁業就業者の把握状況

(3) 調査方法の変更による影響

ア 漁業経営体調査における面接聞き取り方法から自計申告への移行に伴う問題点の整理

（調査員の負担状況、調査票の回収率、調査票の記入率等）

イ 海面漁業管理組織調査、海面漁業地域調査及び内水面漁業地域調査における職員調査から調査員調査化への移行に伴う問題点の整理

（調査員の負担状況、調査票の回収率）

(4) 新規調査項目の回答状況

ア 海面漁業調査

（新規就業者、遊漁船業及び漁家民宿の延べ利用客数等）

イ 内水面漁業調査

（新規就業者、漁家民宿の延べ利用客数等）

ウ 流通加工調査

（市場の衛生管理設備、外国人従業者数、水産加工品の生産量等）

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査方法	調査実施地域
海面漁業調査	漁業経営体調査 ・漁業経営体調査票 （個人経営体用） ・漁業経営体調査票 （会社用） ・漁業経営体調査票 （漁業協同組合・ 漁業生産組合用） ・漁業経営体調査票 （共同経営用）	漁業経営体	農林水産省 県 市町 統計調査員	自計申告調査	青森県平内町 三重県鳥羽市 （一部地域を除く）
	漁業管理組織調査	漁業管理組織			青森県平内町 三重県鳥羽市
	海面漁業地域調査	漁業協同組合			
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査 ・内水面漁業経営体調査票 （個人経営体用） ・内水面漁業経営体調査票 （会社・団体用）	漁業経営体	農林水産省 地方統計組織 統計調査員		滋賀県近江八幡市 徳島県徳島市
	内水面漁業地域調査	漁業協同組合			
流通加工調査	魚市場調査	魚市場			青森県平内町 三重県鳥羽市 徳島県徳島市
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵工場 水産加工場		青森県平内町 三重県鳥羽市 滋賀県近江八幡市 徳島県徳島市	